

第十三回 参議院農林委員会會議録第五十三号

昭和二十七年六月十八日(水曜日)午前
十時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長
理事

委員

羽生 三七君
西山 龜七君
加賀 操君
山崎 恒君
岡村文四郎君

池田宇右衛門君
瀧井治三郎君
宮本 邦彦君
赤澤 與仁君
飯島連次郎君
片柳 眞吉君
島村 軍次君
三浦 辰雄君
三橋八次郎君
小林 亦治君
松永 義雄君

政府委員

農林省農地局長

平川 守君

事務局側

常任委員
會專門員
常任委員
會專門員

安樂城敏男君
倉田 吉雄君

説明員

農林事務次官

山添 利作君

本日の會議に付した事件
○請願及び陳情の件
○農林政策に関する調査の件

(農業団体再編成の件)
○農地法案(内閣送付)
○農地法施行法案(内閣送付)

○委員長(羽生三七君) 只今より農林
委員会を開会いたします。
請願及び陳情を議題に供します。速
記をとめて下さい。

午前十一時三十分速記中止

午前十一時三十分速記開始

○委員長(羽生三七君) 速記を始めて
下さい。これにて休憩いたします。
午前十一時三十分休憩

午後一時五十一分開会

○委員長(羽生三七君) それでは午前
に引続いて委員会を開会いたします。
午後二時三十分速記開始

午後の日程の第一は、農業団体再編
成に関する問題であります。この件
につきましましては、農林委員の各位並び
に委員外の議員各位からそれぞれ御要
望がございまして、最近新聞紙上に農
業団体の再編成が報ぜられておるが、
その真意如何、これを確めてはという
御要望がございまして、本日は山
添次官の出席を得まして、これに関す
る御検討を願うことにしたわけでござ
います。新聞の報道と云いますと、農
業団体の再編成にからんで、農林省が
何かタッチしているのではないかと
いう印象を与えられるように報道されて
おるのであります。まあ特にこの問
題について委員会を開くよう御要望の
あつた各位の意見を総合いたしますと

いうと、何か一部のかたの御意見
で、日本の農業団体が旧帝國農会の復
活を意図する方向へ、復活を意
味する方向へ持つて行かれるの
ではないかという御心配があるよう
であります。で、まあ戦後数年間日本
の農業団体もいろいろなコースはあり
ましたが、民主化の方向へ向つて来た
わけでありまして、それが今日の
姿でいかにどうかはそれ、再検討
を要する問題ではあると思ひます。併
しそれにもかかわらず舊帝國農会
の復活という方向へ、農業団
体を持つて行かれるということは非常
に迷惑だということ、非常にまあ率
直に申上げて、やかましい御要求があ
りまして、今日の日程に議題を載せた
ようなわけであります。従つて我々
いたしましては、一通りの事情を
山添次官から承つたのち、格別の若
し御質問があつたらば、その後御質
問願うことにいたしまして、最初山添
次官からこの間の経緯を承ることに
いたしたいと思ひますので、御了承を
お願いいたします。

○説明員(山添利作君) 農業団体の問
題につきましましては、いささつを申しま
すと、少し遡りますけれども、昨年ま
だ占領の時に、司令部の天然資源局
から農林省に法律を示されま
して、政府はこれをやる意図はないか
という話がございまして、この内容は
農業協同組合法と形は随分似ておりま
す。ただ出資がないということ、それ
から事業目的が違ふこと、こういうこ
とでございまして、当時私もとい
ましては、日本の農業者としては経
費の負担ということが事実上困難であ
る、従つてそういう団体法は作つて
も意味がないということで反対をいた
したわけでありまして、その後農林厚生
協会でありまして、そこで有志のかた
が集られて、農業団体の問題について
討議をせられた由であります。農林省
の役人の人も一部出席しておつたか
と思ひますけれども、そこで一案を得
れたのであります。それはその案の
内容を案は見えておりません。それはそ
のままであります。まあそういうのが
表で向きの今までの動きでございま
す。何となしにやはり団体の間で団
体に関する問題についてまあよく
としたような気分があると申します
か、何かそういうものがあるように思
ひます。今回新聞に出ておりましたこ
とは、さような空気を反映をいたし
たのかと思ひますが、指導連合会
の中央団体、並びに農林委員会協
会の全国協議会のほうとを含みまし
た農業団体の首脳者の人の意思疎通を
図る懇談会を設けられたのでありま
して、主としてこの会合は極めて何と申
しますか、その形式立つたものではご
ざいませぬから、何を上げるかとい
うことがはつきりしておるわけではあ
りませぬけれども、主として農業団体
に関する諸般の問題を懇談、研究して
行こうと、こういう趣旨だと思ひま
す。それについて政府の者も参加をい
たしておりますけれども、これはそう
いう懇談会であるという性質の下にお
きまして、まあいわばお客さんのよう
な形で参加をいたしておる、こういう
のであると考えております。ところで
これが今後どういふふうに進められ
て、懇談が進んで行くかということに
つきましては、明確な方向というもの
があるわけではないと存じます。只今
委員長のほうから旧帝國農会の復活を
目指すがごとき動きをするのではな
かろうかという御指摘がございました
が、これはそういうことでは必ずしも
なからうと存じます。元来これは懇談
会のかたの意見ではございませ
ん、私のまあ個人的な意見から申しま
すれば、農業団体再編成という大體呼
び方、それ自体がどうであらうかとい
ふに考えておるのであります。や
はりこれは農民の経営乃至技術の指導
の充実を期するとか、或いはその他の
団体活動を活動にするとか、こういう
ことについていささか問題があるか、
その問題がはつきりすれば、それに対
する対応策如何ということを懇談、研
究して行こう、こういう趣旨だと考
えております。

○委員長(羽生三七君) もう一度重ね
て念を押してお尋ねをするわけで
すが、農民団体自身がみずから農業団体
の将来のあり方について検討するた
めにそれの団体が集つて協議される
ことは、これは自由だと思ひます。ま
すが、それに農林省、政府当局が介
入して云々というふうなことはな
い

とである、又今後そういう意図を持つての指導ということをおやりになるという事はない、こういうふうな解釈にしてよろしくございませうか。

○説明員(山添利作君) 委員長のおつしやる通りであります。

○小林亦治君 ところで、今の次官の御説明では必ずしもはつきりしていませんが、現在農民の団体のほうでどの程度のものを盛り上げておられるのか、それをもう一遍伺つてみたいのです。

或いは全然これは農林省方面の意向だけが問題になつておられるのか、農民団体のほうからそういう再編成という空気が強くなつて参つておられるのか、その辺をはつきり聞きたいのです。というのには、やはり新聞にもちよつと見えたように、政府側がそういう強い考え方を持つておつて、将来そういうふうな押し付けようといったようなことが伝えられておる向きもあるのです、そうなる、勢いやはり元の帝國農会のような恰好になるのではないかと、この懸念が今日のまあ輿論のようになっているので、その辺を少し詳しく伺つておきたいと思ひます。

○説明員(山添利作君) 農林省といたしましては、農民の団体が強力であり、その機能が活潑になることを多く望みますことは、これは当然でございますが、併し現在の団体の問題につきましては、しかく明確なる考え方を現在持つておるわけではございません。又官庁が仮に考えを持つておるといたしましても、その事柄が實際を結ぶ、効果的になるというためには、上からのいわゆる天下りでは到底駄目でありまして、これはむしろ広い各方面からの意見が一致し、いわゆる機運が

熟して、おのずからそこに帰着するということではなければ、この団体の問題のごときは効果を結ばないと思ひます。従つて政府と申しますか、農林省の態度としては明確な官庁の案を提示して、そして如何ですかという扱い方を今後ともいたす考えは持つておりません。むしろ成し得れば、これは本当の広い村々からの意見が盛り上がるということが一番望ましい状態だと思ひますが、まあそういうことは日本の広い農村に果して期待できるかどうかといふことは、それは若干疑問があるといふことは、それは若干疑問があるといふから何らか押し付けがましい態度に出るという考えは毛頭持つておりません。又そういうことは有益でない、かように考えております。そこでこの懇談会に對して申します、今申しますように、政府内部としてこれが最善の案である、現在の事態に對してこういう対策が必要であるという明確なものを持つておりませんと同時に、根本態度として政府がこうだという態度はよくないという考え方があります。故に、この懇談会に参加をいたしていただき、私も、私どもとしてはそこに積極的な役割を果す考え方はないのであります。併し経験もあり、又年齢も積んでおられる懇談会の構成メンバーのかがたの意見を十分伺うことは、私どもにとりまして至極有益であるとかように考えておるわけでありませう。

○小林亦治君 今次官から伺いますれば、新聞に伝えられており、私どもが懸念するような状態は何らないようです。この点に關する心配はもう解消しましたから、私の質問は以上で結構です。

○委員長(羽生三七君) 大体只今の次官のお話で、政府が強いてこの問題に介入して、特定の意図を以てリードしておるわけではないといふことが明確になりましたので、若し将来何か問題が具体的になつて来たような場合には、いま一回会議を開くことにいたしまして、本日はこの問題はこの程度にしておいて、次の議題に移りたいと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○池田宇右衛門君 本日私は、私の党の幹部会に参りましたところが、肥料需給調整法案を提案されんとしたところの議員諸君は、總選挙に對しては農民に反對の理由を話し、又団体からは、選挙に際して投票をしないよう云々という言葉があつたのでございませう。団体はそこそこのタツサすべきものでないだろと思ひます。法案の内容の是非及び法案が農民全体に及ぼす過程においては、慎重に慎重を重ねてこれを成案し、或いは更に可決するといふのは、議員に与えられた権限であつて、団体といたしましては、そこそこで強いるというやうな若し団体がありしなればならぬと思ひます。従つて只今次官のお言葉の中に、農林省とは何ら關係のないという極めて明確な御答弁で了承いたしました。若し農林省の所管の中に関連するやうなことがありとしたり、団体としての職責を逸脱しないやうな方向に向けられる必要ありと私は思ひまして、この点を

強く要望しておきます次第であります。以上。

○委員長(羽生三七君) それじや御了解願ひます。それでは飯島さんの質問だけで次の問題に移りますから……

○飯島連次郎君 次官がお見えになつたので、特に次官に私は二、三極めて簡潔に、これは質問でなくて要望しておきたいことがあります。その第一点は、先ほどの団体の再編成をめぐる巷間の極めて活潑な動きに關してであり、これは我々参議院の農林委員会としては、実は本月初めて経過を責任のある立場から聴取したわけでありまして、極めてこれは素直に、而も簡潔に事態の動きに對する政府の態度を我々も率直に聴取したわけでありませうが、併し我々も一歩国会の外に出ると、この問題は単に新聞の大きな紙面を占めておるのみならず、事実少くとも農民の指導の立場にあるものは全国の県、町村を問わず、この問題に對しては極めて深い関心と、非常に注目すべき監視を続けておる問題でありますだけに、国会としてもこの問題を對岸の火災視するわけには行かんと思ひます。従つてこれに對しては、私はこの当委員会としても十分関心を持ち、なお今後の動きに對しても隨時この政府の責任のある、これに對する経過等を聴取する必要があると思ひるので、この点を私は要望しておきたい、こ

う思ひます。

それからもう一つ、これは直接団体ではありませんが、事務次官にお目にかかる機会が極めて少ないので、この席を借りて要望しておきたいことは、この食糧増産の五カ年計画等々が顧問會議の成果が存じませんが、そういうこ

とが新聞等に発表されておりますけれども、當委員会としては、実はそういうことは関知しないことなんです。こういうことは何も當委員会が一々報告を云々という筋合いの問題ではないと思ひますけれども、併し少くとも五カ年なり、十カ年に亘る農林省を挙げての、或いは日本の重大国策の一つとしてこれが採択されるべき筋合の問題等が、委員会において何も知らない、まるでつんば機敏におるがごとき状態に置かれるといふことは、甚だ委員会と申しますか、国会としてもこれは等閑視できない問題だと考えますので、これらの問題はもう参議院開設以來、この農林政策の根本問題に關する調査という項目で、本国会並びに臨時國會を問わず、絶えず重大な関心を持つておる問題であるだけに、そういう重要な問題等については、やはり十分こつちに、當委員会等に連絡をとつて頂く必要がありはしないかと思ひます。これは事務次官等の立場におかれて、軽重或いは緩急等の判断を明確にされて、必要な連絡等をとつて頂くことが私は適切じやないかと考えるので、この点は要望と申しますか、併せて申し上げておきたいと思ひます。以上であります。

○説明員(山添利作君) 懇談会の経過を絶えずお知らせするようにといふこととあります。これは事の性質上絶えずというわけには行きますまいと思ひます。併し何らかの懇談会として或る暫定的にしろ結論を得られるといふやうなことがありますれば、委員長と連絡いたしたいと思ひます。

それから食糧増産の計画のことにつ

きましては、もとより私もといたしまして、当委員会等の十分なる御協力を得たいと考えております。目下その案を文章にいたしております。でき上りますれば御配付いたしますと共に、機会を得ますれば、一つ説明会でもやつて頂きますれば、非常に仕合せに存じます。

○委員長(羽生三十七君) それでは前日に引続きまして、農地法案並びに同施行法案について質疑を続行願うことにいたします。なお、本案につきましては、衆議院で一部修正がありましたので、すでに御存じかと思いますが、御披露をいたしておきます。なお、その衆議院の修正部分は印刷したものをお手許にお配りしてあるので、これによつて御了承願いたいと思います。

○岡村文四郎君 お尋ねしたいと思いますが、実は御承知のかたもありましたようが、片山内閣の当時に農地の改革は憲法違反じゃないかということが持ち上りまして、そこで片山総理に御出席を願つて、藤野議員が代表してお聞きになったのでございますが、その当時は日本の憲法違反を論じてもこれはものにならないので、ポツダム政令によるものから発足したとしております。農地改良で、片山内閣では総理大臣は憲法違反ではない、こういうお話をお聞きして、それで終つておつたのでありますが、その当時はポツダム政令によるものでありますから、我が国の憲法より先行したとしております。我々がそれをとやかく言う必要はなかつたと思ひます。今度の農地法は国内法でございまして、憲法の二十九条にはつきりと明示されておりますので、これをどう

ういうことに考えればいいのか、この法案が犯罪とか、何とか言うようでない、我々が扱います上に、又外部からそれを質された時分に、政府がどういう気持ちで、どういふ肚でこれを出しておられるか、よく聞いておき、質しておく必要があると思ひますから、この点を十分お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(平川守君) 農地関係の法令については、憲法違反の訴訟がありましたが、これは憲法以上の関係であるというだけではない、憲法上からもやはり違反ではない、こういう解決になつておるわけでございます。問題は財産権を侵すことになるかどうかということでございますが、これについては法律の定めるところによつて、必要な場合には一定の補償をなし、又一定の公益的な目的を以て農地に対する制約をいたすわけでございます。今後ともこの憲法に違反はないと、かように解釈いたしております。

○岡村文四郎君 そういう解釈を私もしたいのでございますが、それで非常に困ることは財産権を侵害したのではないというお話でございますし、私有財産を正当な補償をする下にやるわけでもありませんし、それはそういうお話をされました問題は第三条の問題でございましてこの法律の……、そこで移転に対する権利のその意味がこれだけでは欠けておるということになる、これは非常に矛盾したことになる、これは何の指しをそれならこれを言いたものかということになります。憲法の財産権は解けんと思ひます。憲法の財産権

は、これを犯してはならんということになつておきますものを財産ではないとお考になるのか、そうなければ今度は三条を一体どうするのか、こういう意味ではどうもその点がそういう解釈だと言われても憲法を直すわけには参りませんし、ほかには通らない話だと思ひますが、それはどうですか。

○政府委員(平川守君) 勿論農地は財産でございますけれども、その財産権の内容については公共の福祉に適合するように法律で定めるところになつておるわけでありまして、この公共の見地からいたしまして、農地につきましては、一定の資格のある自作農にこれを持たせるということがよろしいと、そのためにはその財産権の内容についてこういう制約をするということでありまますから、この憲法の二十九条第二項の条文に該当するものとして、この農地法が憲法違反にはならないと、かように考へるわけでありま

す。○岡村文四郎君 この法律ではありませんが、農地解放の法律を初めて賛成された時分はそれでよろしいと思ひます。丁度あなたがおつしやつたように、今度いいと思ひます。今日は大体において八〇%といふは、九〇%といふは、大体の目標は達し得たが、もう僅かでございますが、一応その目的は達し得たような形になつておるために、今度は総括した三案を一緒に立案でございまして、今は私に言わせると、こういう法律案は結構ですが、幾らでも法律は作れるではないかと、こういうことが考へられます。そこで私はその罰則を見てこれを調べて

みたのでございまして、何のためにそれほど大きな罰則を一体作られることになつたのか、憲法で保護されておるにもかかわらずその点はどういふことかと思ひますが、今局長のお話のとこにこれは憲法を侵害しておらんと、こつしやいます。そこで今度、例えば本院で憲法違反であるとかないとかいふ議論をやつておりますが、それは曲げたり、いろ／＼なことによつてそういう解釈ができるという程度のものが非常に多いのです。ところがこれはそうじゃない、はつきりしておるもので、それから、そういうことを我々が言つてもなか／＼納得してくれないだらうと思ふ。そこで問題は今の憲法を本當に尊重しなければならん立場においておきながら片方ではこういうことをす

ち上つて、現在やつておる内閣委員会あたりで言つておられますことは、これはよほど解釈がいろ／＼にされての議論のようでございますが、私はこの問題は面倒な解釈は一つも要らんとするのです。真すぐに解釈をして、真つすぐに書いてある通りに解釈しても、どうもあなたがおつしやるようなことを我々が云つてもそれは通らんとするのです。もう少し何とかうまい方法を教えてもらわんと、お言葉はいいのですが、それでは一つも通らない。

○政府委員(平川守君) 財産権というものが無条件に、その権利者が自由自在にどう扱つてもよろしいのだというところはむしろだん／＼と少なくなつて来ておるのじやないかと思ひます。いろ／＼な法律によつて財産権がいろ／＼な制約を受けておるといふことは、もう農地法に限らず非常にたくさんあることでありまして、これは専らその制約は公共の福祉に適合するといふことの観点からの制約が加えられるものであります。これはもう非常にたくさん例がありまして枚挙にいとまがないわけでありまして、その一つとして従来から見れば、農地の所有者は勝手に転々と売買ができた、併しそれは農地というものの性質上堅実な自作農を育成し、それに持たせるということが一番公共の福祉に合致するものであるといふことから、この農地に対する制約、農地の所有権等に対する制約が生れて来ておるわけでありまして、これはその他の土地使用にいたしましても、いろ／＼な制約を受ける法律がたくさんあるのと別に違わぬのであつて、その二十九条の第二項に当てはまる法律である。これは決して無理な解釈ではないと、かように考へておるわけでありま

す。○岡村文四郎君 その問題はそれでもまあそういうことで納得してもしないでもいいのですが、そうなる、第三条、第四条、第五条、二十条、三十二条というものの適用に対する罪をどういうわけで今頃になつてそれほど重くしなければならんのかというところで、それで前の法律にもありますが、全然違つておられます。そこで、そうでなくてやるべき方法は何もあると思ひます。これは次に申上げますが、農業といふものの本質から言わねばわからんと思ひますが、今頃になつてこ

ういう非常な重い罰則を適用しなければならんという理由を一つお聞きしたい。○政府委員(平川守君) 今頃とおつしやいますけれども、私どもの考へとい

たしましては、すでに従来の自作農創設特別措置法、或いはボツダム政令等によつて創設された自作地にいたしまして、これを放任いたせば、仮に自由に転々と売買できるということにいたしますれば、再びこれが元の状態に還つてしまふ虞れもあるわけであります。そこで今後の問題としては、

やはりこの創設された自作地をできるだけ維持するということが、そういう土地についても今後長く制度化しなければその維持がでないことになるわけですから、それを維持するための法律の技術といたしましては、この第三条のように所有権を移す場合には許可を受けなければならぬと、こういう制度で行くのが、最も素直な行き方である、或いは又二十条のようにほしいままに契約の解除、解約等はできないと、これも農地調整法の従来の精神であり、小作地が不当に取上げられるというやうなことがないという制度はつと長く持続して行かなければならぬというわけでありますので、そういうことを今後法的に持続して自作農を維持し、又小作権者を保護して行くという必要があるとするならば、やはりこういう法律のテクニックで行かざるを得ないと、かように考へておるわけであります。

○岡村文四郎君 この移転登記というものはそのままでできるのじやないのです、権利の移転というやつは……必ず土地の所有権の登記は登記するものです。そこで罰則も何も要らん、だめだと言へばそれまでの話で、移転できないというにしておいてもいいと思うのですが、どうも折角世界にない農地解放をやつて成果を挙げて、これを永

続せなければならぬことは、これは話をしなくてもわかつておるのです。ところが現在大体二万件くらいの移転をするものがあるやうです。それは元から解放する時分に、私に言わせると適当でないものがあつたのと、それから相続によるものだと思つておられます。そこでそういう当然適当でなかつたものはいつしかそういうふうにして、提案理由の説明にもあるやうに、大体の何だけを仕上げて望ましい中核農業にしなければならぬと、こう言つておられるから、それと元通りで一つも動かしはけないと、こういう方針ならいざ知らず、そうでなければ当然にできておる、詳しくはわかりませんが、二万件くらいのものがあるやうで、大

変それは大きな数字になりますが、別は至つて少ないやうであります。そこでそういう問題は、おのずから起ることであり、そういうむしろお持ちになつた人もこれではどうにもならぬと、又一方のほうも中核農民としてはどうにもならぬというので、多分譲り合ひで、農地委員会なりその他に認められてやつておると思うのですが、抜け出して黙つて移転ができるものなら、これはそういう罰則も要らないと思ひます。ところがそうではないと思ひます。登記がそのままで何にも役所のお世話にならないでか／＼と自分で判を付れば移転ができるものならそれはどういふことも必要と思ひますが、そうでない。だからその方面だけでは何もこの私の聞かんとするところも余りにも百姓の財産のために如何にもそういう三年以下の懲役、十万円以下の罰金などというにしておいて、余りにも侮辱し

なくても、もう少し百姓というものの真価を尊んでやれる方法もあると思ひます。繰返して申し上げますが、これが登記をしないのでそのまま売主、買主が承諾をされるときは買受、売渡の判をついて、それで終るならこれはできないと思ひます。ところがそうじやない、ちゃんと登記をして登記ができなくなるものなんぞ、何もそういうことにしては罰則は必要ない、三年以下の懲役なんというにせよ、それにならなくても何ぼでもやれると思ひます。そこで扱い方がどうだ百姓というものを余り見下げたことに考へるからこういうことになつたのじやないか、それが我々の実は残念な一つの現れなんです。

○政府委員(平川守君) この所有権の移転にいたしまして、これは勿論登記という段階もあるわけでありまして、けれども、その移転についてこれが適切な自作農に対する移転であるかどうかというのを途中の段階において知事なり知事が判定するという機会を法的に持たなければ、これをチェックする機会がないわけでありまして、この許可制度というものはどうしても必要であらうと思ひます。許可制度がなければそういう個々の取引、売買が農地法の期待しておるやうな適切なものであるかどうかということも判定する機会がないわけでありまして、どうしてもこの許可制度は必要である。許可制度をとりまします場合に、勿論法律にこゝろ明記されておれば、普通の農民でありまして、その手続をちゃんととるといふことになり、ただこの手続が非常に面倒であるというやうなことにつきましては、これはできるだけ簡素化して、実際の農

民に迷惑を与えないようなことは行政的に十分考へなければいけないと思ひますけれども、併し制度といたしましては、こういう制度にして、そうして通常の農民は十分この手続をふんでやつておるわけでありまして、今でもそういうふうに行われておるわけでありまして、これで差支へはないと、ただこれに罰則を科するかどうかという問題になりますと、勿論それは議論はあると思ひます。議論はあると思ひますけれども、併しこの規定が非常に重要な農地法における一つの中核をなすやうな重要な規定であるわけでありまして、その重要な手続についてはこれをちゃんとふんでもらいたいということを強く実施する意味におきまして、若干の罰則はまあ普通の法律の例から申しまして、これだけの制約をして、又それが非常に重要な制約である場合においては、或る程度罰則を以て強行するといふことも非常にとつてはなかなかならぬことであるとして、この程度のことでは受当であらうといふふうに私は考へておるわけでありまして。

○岡村文四郎君 でも、その罪の不適当でないというお話なんです、一体この三年以下の懲役、これを最高三年と見、十万円以下の罰金を十萬最高と見てどういふ罪と一体匹敵するの、だいたい窃盜を行なつても七年間捕縛されなければ無効なんです。効力はもう消滅します。そういうことなんです。ですから泥棒にも大小はありますが、大博徒も小博徒も、泥棒をしても七年間捕縛されればその人は罪がなくなるのです。ですからこの法律がどういふものに適応をして、これを切り出され

を最高と見、十万円を最高と見ていいのですか。

○委員長(羽生三七君) 岡村さんに私のほうからお尋ねするのですが、それは許可を受けないものについてですか。受けないもぐりやつた場合のことを言ふのですか。

○岡村文四郎君 もぐりでできないですよ、登記は……。

○委員長(羽生三七君) だから許可を受けてやれば問題はないことになつておるのじやないですか。

○岡村文四郎君 それがいかなのだ、許可を受けても受けなくてもなか／＼登記所では登記しませんが、登記しないのだ。

○政府委員(平川守君) 手続上その登記のほうと連絡をいたしまして、許可証を附けないと登記をしないといふやうな手続にいたしておられます。併しまあ非常に法律論をいたしますれば、登記といふのは第三者に対する対抗要件である、所有権そのものは一応移るといふことにもなるのです。尤もこの問題については特別の規定もございまして、けれども、そういう関係にあるわけでありまして、又先ほどのお話のどういふ罪と匹敵するかといふことではありますけれども、こういうやうな経済的な問題につきまして、公益的な見地から一定の制約をいたしておる場合、そういうやうな場合についてはやはりこの程度の罰則を附しておるのが普通でありまして、漁業等のほうの許可などにつきまして、例えば許可を受けなければ漁業ができないやうな規定のありますのに対して許可なしに漁業をするというやうなことがあると、やはり三年以下の懲役、二十万円以下の罰

を最高と見、十万円を最高と見ていいのですか。

○委員長(羽生三七君) 岡村さんに私のほうからお尋ねするのですが、それは許可を受けないものについてですか。受けないもぐりやつた場合のことを言ふのですか。

金といったような、或いは鉱業法においても許可なしは鉱物を掘ると三年以下の懲役であるとかいうようなことで、これについてはいろいろ議論はあろうかと思いますが、普通の経済法規においてやはりこういう程度の罰則を附しておるわけなのであります。農地法としても最も根幹の規定でありますので、この罰則を適用するということに考えておるわけでありま

す。

○岡村文四郎君 今局長は漁業権と對比されたが、漁業権というものはもうその人の、個人の権利はなくなつておるのです。だから認められて初めてできるものであつて、それはもう当然に認められて初めて、漁場というものは政府が皆殆んど買上げになつて、そうして認められておる権利だけをそこに許可されるのであつて、それは当然そうならなければならぬはずなんです。で農業権という百姓の権利というものは何もそうなつておらない、誰がやつても自由な土地さえあればできるわけなんです。だからその経済上とか何とかいうのもどうもわからんが、こういう法とこういう法とを比べてみてどういうことになつておるのだと思ふのです。ただおおよそそのことで、ここらでよからうと、こういうような罪じやないかと思ふのです。私はこの罪を著せられた時分に我々は困るものですから、お聞きしておるものであつて、そのいけないということを犯すれば当然いけないに違ひないので、百姓でなくとも誰でもいけないが、そこに何か規定を設けておくことは必要なんです。ですけれども、三年以下という、十万円以下というその懲役、罰金は私

は決して当然なものではないし、そういうことをするのは当然だとは考えられないのです。

○政府委員(平川守君) 只今申しましたのは、漁業権でなしに、漁業の許可を受けなければいけない場合を申上げたのですが、そのほか私も今具体的に適切な例を知つておりませんけれども、いろいろあると思ひます。これにつきましても主として刑の分量の問題をいたしまして、法務府のほうと相談的に考へて、この程度ということに、三年とか十万円ということを考えても

らつておるわけでありま。なおこの個人の私有財産につきましても、法律が制限をいたしてある場合に、その制限を犯した場合の罰というものがいろいろあると思ひますので、例えば文化財の保護というふうなものもあります。この場合に文化財を持つておるものが一定の許可を得ないで輸出をするとか損壊するということになります。五年以下の懲役を受けるというふうな、これはややもう少し或いは国家的色彩の強いものかも知れませんが、これも、自分の所有する財産でありましても、公益的の見地から法律に一定の制約を受けました場合に、これをその手続なり何なりをとらないと、或いは法律の禁止を犯すという場合において体罰を科する例はまだまだこのほかにも幾つもあつておるものであります。

○岡村文四郎君 どうも情けない御答弁なんです。これはいかにですが、文化財保護と百姓の法律とを匹敵して話をすることゝなつて、それが土台甚だ困つたことなんです。そこでそういうのでなしに私は別な角度からお聞きします。が、三年という懲役はどれくらいのものか、許可なしでできないから、やろうとしたものを言うておるのか、十万円という罰金はどのくらいのものか、十万円に匹敵するかどうかということをも一度お聞きします。

○政府委員(平川守君) どうもこれは具体的裁判のときに裁判官が判定する領分でもちよつと私から申上げかねるのですが、實際問題としては、非常に輕微なものをさう三年の懲役に罰しておるというふうな例はないようでありま。で、善良な農民が、殊にそのときの事情にもよることと思ひますが、岡村さんの御心配になるような善良な農民が比較的善意で過ちを犯したというふうな場合に直ちに三年の懲役を科するということとは實際問題として起つておらんやうであります。そういう点は余り御心配がないのじやないかと、むしろ善良な農民は大体においてこの手続をちゃんと取つておるものであります。現在でも件数は相当ございますけれども、大部分はちゃんと手続をとつておるものであります。それから、今後といへどもその点を余り御心配になることはないと思ふのであります。

○岡村文四郎君 私はこういう罪を犯すから重く困るというので聞いておるのじやございせん。そこでこの法律が公布になりますと、よくわかりま。下のほうでも……、そうすればこれはどういふわけだ、こういう農民を侮辱しておるじやないかと、こういう議論が起ります。この時分におつしやらないかわからない、あなたのあつてやうに文化財みたいなことを引張り出して、そんなこととはしてんで問題

は違ひますから、それを比較して農地というものを言うわけに行きませんし、百姓は純でございせん。私と同じなんです。ですからそれがどういふこととまでしなればならんということに疑義もあつて、我々を責めつけるときに、どうも答弁のしようがないから、これがお通り相場だ、こういうわけに行かないのです。ですから、筋違の立つたことを、殊に発案者のあなたも確に答弁もできない、法制局も答弁もできないやうなことは困ると思ひます。それでなくて即座に答弁をしても、それらでなくて、我々百姓は百姓に向つて話ができないのです。ですからもう少しわかる話をしてもいいと思ふのです。

○政府委員(平川守君) これはその農民を侮辱しておる、こゝろ言われるのですけれども、併し公益的の見地からこういう土地の移転についてはこういう手続を経て知事の許可を得てしなければならぬのだという、そのことの実体が了解ができませんならば、その一定の手続を経ない場合に、經ない人を罰するのであつて、一般の農民を決して侮辱も何もしておらないといふふうに私も考へるのであります。

○岡村文四郎君 それは私もあなたと同様なんです。今破防法で上を下へのてんやわんやで騒いでおります。私はやらなければいけません、犯さなければいけません、何ばあいう法律はあつていいのです。今は必要だと考へておるのです。ですから、これを犯さないからというわけに行かぬのです。何も俺はやらぬのだからどういふ法律があつてもいいのだと、こういうわけには行か

みます。ところが不時の災害のときになるとそれはどうにもならないのです。そこで無理に借せば理事者は責任行為なのです。ですからきめられた範囲より出るわけに行かぬのですが、この財産を持つていっている言いがたけない始末になるのは現在百姓だけなんです。ところが協同組合でさえ非常に困るのですから、恐らく市中銀行へ持つて行つても誰も五円も貸し手はありません。だから政府がいよいよ御心配されておるようだが、そこまで来るのは大分日にちがかかります。そうじやなくてすぐに要る、百姓といふものは単純なものでして金はいいといつた時分にはすぐ出してやるのでなければ、長いことたつていたんでは間に合はんことが多いいのであります。すぐ要るといふのもその土地を見合ひにして金を出せる方法を講じてやつてもらえるだろと思つておりましたが、さつぱり出でおらないが、私は何とか今度の法律で、卒直に申上げますが、せめて協同組合だけは、売るのがじやないのですから、担保に即時にとれる。その代りそれがたくさん出て来てその借金が土地の処分でもしなければどうにもならんことになつたときには政府に買つてもらふなりしなければならぬ。又今度できるらしい農林漁業金融公庫ですが、あれができればそれでもいいと思ひます。併しながら今のところは、もうどうにもならぬので、それが非常に苦痛であり、協同組合も困つておりますし、農家も財産を持ちながら誠に困つた状態になつております。そこでその方法を講じてやつてくれることが本當の農林省の親心であり、自分の財産を持ちながら何もしないといふこと

になつておるのですが、いい案が何かありませんか。

○政府委員(平川守吉) この点につきましては、従来ポツダム政令で規定しておりましたようなこの強制譲渡の方式、これを今回の法案におきまして、十六条に申出による買取といふことを規定しております。これによつて實際上は簡単に融資の目的を達成する。つまり政府が平均五千元程度の買入価格で一応買取りまして、そうして更に長期年賦償還で即日当人に払下げをする。従ひまして、実際上は金融と同じ働きをするといふ制度を踏襲いたしております。これについては本年度の予算においては八億五千万円ぐらゐの資金を用意いたしてあります。従つてその程度まではこの制度の運用でできる。なお農協が担保にとるといふ問題につきましては、これはそれ自体については別に許可制度は要りませんが、それ自体については要りませんが、ただこれを売ろうとする場合、そういう場合に許可制度が要ることになります。又政府に売る場合には只今の条文を適用すればよろしいといふことになるわけでありまして、ただ問題はこの資金の分置の問題かと思つております。差当り本年度といたしましては、八億五千万円ほどを用意しておりますが、なお大蔵省に對しましては、補正等の機会にこれを増額してもらひたい。こういうことを考慮中であります。そういう方法によりまして、ただ農協自体の金利の問題なり、或いは農協自体の融資の資金源の問題なり、これは残るかと思ひます。農協が仮に担保に取らうといふことでありますけれども、その点については簡単にできること

になつております。

○岡村文四郎君 局長の今のお話の國が買取するといふことはそれはよくわかりました。そこで行かん途中を話しておるのであつて実は今度も北海道が風水害による損害が一億八千万円あつたといふことが来ております。なんとかしてくれと、僕は昨日それは方法はないと、だから一応土地を政府に売つたらしい、そうして買つてもらつてすぐ売ることにしてその一億八千万円といふ金を満してするほうが、もう儲いたあとのことだから……。借りておる金は借りておるのだから、それを待つておつて、そういう方法がいいだらうといふことを言つたら、そうでない、今すぐ要る。馬が死んだら金が要るときか、病氣でどうにもならぬといふときに協同組合に出す、収支がつかん、それで実は違法である、まあ違法とは言わんから、今までも許可をもらつて単協が担保にとつておる分がございまして、そこで何も理事者が背任行為に問われない方法さえあればそれで一時はやれるわけなんです。それをこの農地法に謳わなくてもいいが、やれる方法がこの中に見出せば……。たくさんここに書いてありますよ、質権或いは抵当権のこと……。それを利用してこれでやれるじやないかといふことがあれば、それを示してもらえれば結構なんです。

○政府委員(平川守吉) 只今の担保にとる問題につきましては、この三条の中に抵当権の設定といふことが除いてございまして、従つてそれ自体としては許可は要らない。ただ抵当にとりまして最も最悪の場合にこれを誰かに売らなければならぬといふ場合には勿論許可が要ります。それから然るべき適当な買手が無いといふ場合には政府に売らなければならぬ。そうすると政府としては五千万の価格でしか買わないといふことでありますから、その限度しか貸せないといふ問題は残るわけでありまして、併しこの組合内部の貸付限度の問題は別といたしまして、この農地法案においては少くとも組合が抵当にとるといふ程度はこれを許可制度にからめておらない。比較的簡単にできることになつております。

見は非常に尊敬して拝聴しておつたのでありますが、今日の御質問は若干私と反對なものでして、それに対する本省の御答弁も又非常に遺憾があるような……。私からまつすぐに私の考えを申し上げまして、御答弁を頂きたいと思つてあります。この憲法違反の点なんでありまして、成るほど片山内閣當時の農地改革といふものはこれは私の考えから言へば憲法違反なんです。あれくらいはつきり憲法に違反したものはないのであります。なぜやれたかと言いますと、ポツダムのほうからの強い要請によつてやつたからあれは有効化したのであります。つまりあれは農地革命と世界ではそう言つてあります。が、まさにその通りなんです。あれが、まさにその通りなんです。あれが、ポツダム命令があればこそあの革命を超越的にやれたので、私たちは今日これを感謝しておる唯一のものなんです。この成果をなくしたくないといふ考えからおさなりなかなうな法案を出したと思つてあります。が、その内容については今まで若干申し上げましたが、なお今後は衆議院の審議と相異つた観点から私から御質問申し上げたいと思つてあります。その前に岡村さんの御質問が逆なんです。まして、私の心配と。それはどういふことかと言いますと、罰則が経過するのです。三年といふものは横領罪の五年にも満たない、窃盗罪の七年にも満たない、詐欺罪の最高十年にも満たない。それから罰則の十万円といふのはこれ又大いに経過する。農民保護のためにはもつと重罰を規定しなければならぬ。というのは農地の開発買取り脱法行為が処罰せられる場合の審理といふものは微妙なものがあつて、ど

可が要ります。それから然るべき適当な買手が無いといふ場合には政府に売らなければならぬ。そうすると政府としては五千万の価格でしか買わないといふことでありますから、その限度しか貸せないといふ問題は残るわけでありまして、併しこの組合内部の貸付限度の問題は別といたしまして、この農地法案においては少くとも組合が抵当にとるといふ程度はこれを許可制度にからめておらない。比較的簡単にできることになつております。

○岡村文四郎君 日にちが経過し、或いは手続が非常に延びたことはよくわかります。そうじやなくて前にも申し上げましたように、すぐ要る、こういうときに困るのですから、例えば都道府県知事の許可が要ります、それはなかなか簡単にいかん、知事もうまくやらなければそう簡単に行かんものなんです。それから、そういうときに困るから、簡単に土地を見合ひに金を出す方法をこの法律に見出せないが、どうかこれを引出してやれるんだといふことがなければ、何か方法を講じてもらうか、これに出す方法はないかといふことを今お尋ねしておるんです。

○政府委員(平川守吉) でありますから、緊急に組合が貸出しをしようとする場合に無担保で貸出す場合には限度がある。そこで農地を抵当にとつて貸出しをしたと、こういうお話と存するわけでございます。その場合には特にその許可を必要としない。それだけのことであれば、その抵当にとることについては許可を必要としないといふことに今の三条がなつておるのであります。

○小林亦治君 いつも岡村委員の御意見

見は非常に尊敬して拝聴しておつたのでありますが、今日の御質問は若干私と反對なものでして、それに対する本省の御答弁も又非常に遺憾があるような……。私からまつすぐに私の考えを申し上げまして、御答弁を頂きたいと思つてあります。この憲法違反の点なんでありまして、成るほど片山内閣當時の農地改革といふものはこれは私の考えから言へば憲法違反なんです。あれくらいはつきり憲法に違反したものはないのであります。なぜやれたかと言いますと、ポツダムのほうからの強い要請によつてやつたからあれは有効化したのであります。つまりあれは農地革命と世界ではそう言つてあります。が、まさにその通りなんです。あれが、ポツダム命令があればこそあの革命を超越的にやれたので、私たちは今日これを感謝しておる唯一のものなんです。この成果をなくしたくないといふ考えからおさなりなかなうな法案を出したと思つてあります。が、その内容については今まで若干申し上げましたが、なお今後は衆議院の審議と相異つた観点から私から御質問申し上げたいと思つてあります。その前に岡村さんの御質問が逆なんです。まして、私の心配と。それはどういふことかと言いますと、罰則が経過するのです。三年といふものは横領罪の五年にも満たない、窃盗罪の七年にも満たない、詐欺罪の最高十年にも満たない。それから罰則の十万円といふのはこれ又大いに経過する。農民保護のためにはもつと重罰を規定しなければならぬ。というのは農地の開発買取り脱法行為が処罰せられる場合の審理といふものは微妙なものがあつて、ど

可が要ります。それから然るべき適当な買手が無いといふ場合には政府に売らなければならぬ。そうすると政府としては五千万の価格でしか買わないといふことでありますから、その限度しか貸せないといふ問題は残るわけでありまして、併しこの組合内部の貸付限度の問題は別といたしまして、この農地法案においては少くとも組合が抵当にとるといふ程度はこれを許可制度にからめておらない。比較的簡単にできることになつております。

○岡村文四郎君 日にちが経過し、或いは手続が非常に延びたことはよくわかります。そうじやなくて前にも申し上げましたように、すぐ要る、こういうときに困るのですから、例えば都道府県知事の許可が要ります、それはなかなか簡単にいかん、知事もうまくやらなければそう簡単に行かんものなんです。それから、そういうときに困るから、簡単に土地を見合ひに金を出す方法をこの法律に見出せないが、どうかこれを引出してやれるんだといふことがなければ、何か方法を講じてもらうか、これに出す方法はないかといふことを今お尋ねしておるんです。

○政府委員(平川守吉) でありますから、緊急に組合が貸出しをしようとする場合に無担保で貸出す場合には限度がある。そこで農地を抵当にとつて貸出しをしたと、こういうお話と存するわけでございます。その場合には特にその許可を必要としない。それだけのことであれば、その抵当にとることについては許可を必要としないといふことに今の三条がなつておるのであります。

○小林亦治君 いつも岡村委員の御意見

見は非常に尊敬して拝聴しておつたのでありますが、今日の御質問は若干私と反對なものでして、それに対する本省の御答弁も又非常に遺憾があるような……。私からまつすぐに私の考えを申し上げまして、御答弁を頂きたいと思つてあります。この憲法違反の点なんでありまして、成るほど片山内閣當時の農地改革といふものはこれは私の考えから言へば憲法違反なんです。あれくらいはつきり憲法に違反したものはないのであります。なぜやれたかと言いますと、ポツダムのほうからの強い要請によつてやつたからあれは有効化したのであります。つまりあれは農地革命と世界ではそう言つてあります。が、まさにその通りなんです。あれが、ポツダム命令があればこそあの革命を超越的にやれたので、私たちは今日これを感謝しておる唯一のものなんです。この成果をなくしたくないといふ考えからおさなりなかなうな法案を出したと思つてあります。が、その内容については今まで若干申し上げましたが、なお今後は衆議院の審議と相異つた観点から私から御質問申し上げたいと思つてあります。その前に岡村さんの御質問が逆なんです。まして、私の心配と。それはどういふことかと言いますと、罰則が経過するのです。三年といふものは横領罪の五年にも満たない、窃盗罪の七年にも満たない、詐欺罪の最高十年にも満たない。それから罰則の十万円といふのはこれ又大いに経過する。農民保護のためにはもつと重罰を規定しなければならぬ。というのは農地の開発買取り脱法行為が処罰せられる場合の審理といふものは微妙なものがあつて、ど

可が要ります。それから然るべき適当な買手が無いといふ場合には政府に売らなければならぬ。そうすると政府としては五千万の価格でしか買わないといふことでありますから、その限度しか貸せないといふ問題は残るわけでありまして、併しこの組合内部の貸付限度の問題は別といたしまして、この農地法案においては少くとも組合が抵当にとるといふ程度はこれを許可制度にからめておらない。比較的簡単にできることになつております。

○岡村文四郎君 日にちが経過し、或いは手続が非常に延びたことはよくわかります。そうじやなくて前にも申し上げましたように、すぐ要る、こういうときに困るのですから、例えば都道府県知事の許可が要ります、それはなかなか簡単にいかん、知事もうまくやらなければそう簡単に行かんものなんです。それから、そういうときに困るから、簡単に土地を見合ひに金を出す方法をこの法律に見出せないが、どうかこれを引出してやれるんだといふことがなければ、何か方法を講じてもらうか、これに出す方法はないかといふことを今お尋ねしておるんです。

○政府委員(平川守吉) でありますから、緊急に組合が貸出しをしようとする場合に無担保で貸出す場合には限度がある。そこで農地を抵当にとつて貸出しをしたと、こういうお話と存するわけでございます。その場合には特にその許可を必要としない。それだけのことであれば、その抵当にとることについては許可を必要としないといふことに今の三条がなつておるのであります。

○小林亦治君 いつも岡村委員の御意見

見は非常に尊敬して拝聴しておつたのでありますが、今日の御質問は若干私と反對なものでして、それに対する本省の御答弁も又非常に遺憾があるような……。私からまつすぐに私の考えを申し上げまして、御答弁を頂きたいと思つてあります。この憲法違反の点なんでありまして、成るほど片山内閣當時の農地改革といふものはこれは私の考えから言へば憲法違反なんです。あれくらいはつきり憲法に違反したものはないのであります。なぜやれたかと言いますと、ポツダムのほうからの強い要請によつてやつたからあれは有効化したのであります。つまりあれは農地革命と世界ではそう言つてあります。が、まさにその通りなんです。あれが、ポツダム命令があればこそあの革命を超越的にやれたので、私たちは今日これを感謝しておる唯一のものなんです。この成果をなくしたくないといふ考えからおさなりなかなうな法案を出したと思つてあります。が、その内容については今まで若干申し上げましたが、なお今後は衆議院の審議と相異つた観点から私から御質問申し上げたいと思つてあります。その前に岡村さんの御質問が逆なんです。まして、私の心配と。それはどういふことかと言いますと、罰則が経過するのです。三年といふものは横領罪の五年にも満たない、窃盗罪の七年にも満たない、詐欺罪の最高十年にも満たない。それから罰則の十万円といふのはこれ又大いに経過する。農民保護のためにはもつと重罰を規定しなければならぬ。というのは農地の開発買取り脱法行為が処罰せられる場合の審理といふものは微妙なものがあつて、ど

この警察署でも、どこの裁判所でも農民を重く罰した例は一つもありません。全部が闇ブローカーと悪地主のみに重罪を科してある。そういうことに相成るといふと、今日の闇価格なり、或いは公定価格に比較しますといふと、罰則が非常に軽い。と申しますのは、大体一反歩の田にしましょう、闇価格をまあ今日の通り相場といいますが、それは四万円から六万円になつておる、一町歩の闇売買をした場合には四十万から六十万の闇売買になる。これを土地ブローカーがほかへ売る場合には二、三十万儲ける。そうすると十万円ぐらいの罰金が科せられたのでは痛くも痒くもない。ちよつとした窃盜が五年なり四年なりの重罰に科せられておるときに、貴重な土地を闇売買したところの悪ブローカーがそれ以下の三年であつてはこれは權衡を失するの、極端かも知れませんが、私の考えから申しますと、少くともこの体刑においては五年、それから罰金刑においては五十万ぐらい据置いたならばこれは一罰百戒といふことで法の眼みがあるかと思ふのでありますが、これはよほど前の処罰限度なんでありまして、少いときも私は思つておるのであります。その点についてどういふうな御見解を持つておられるか、これは岡村委員と反対なんでは甚だ恐縮なんでありますが、岡村委員の反対であり、心配せられることは私も喜んでおることであり、全部感謝しておる事項に該当するので、これは非常にゆるがせにできない本日の案件のように思ひますので、もう一遍この点を伺つて、更に御質問申上げたいと思つております。

○政府委員(平川守君) どうも両方から挟み打ちになつて誠にどうも工合が悪いんですが、私はやはり先ほど申し上げましたように、自分の財産でありまして、これに對して公益的の見地からその取扱について一定の制約を課しておるわけですから、その手続を怠り、これを犯すといふことについては或る程度の罰則があるのが当然である、その量の問題につきましては、これはまあいろいろ見方もあろうかと存じますが、併し農地法のほうにおきましては、一面この權利の移転につきましては、許可を受けなければ効力を生じないといふたような面も一面加味しております。同時に罰則のほうも或る程度の……いゝ／＼申上げましたが、なお適切な例があれば申上げたいと思ひますけれども、普通のこういう場合における罰則の量といふものを法務府のほうでも検討してもらひまして、定めておるわけでありまして、金額から申しますれば、これは殊に罰金のほうになりますと非常に問題があるかと思ひます。これは實際問題としての例えは食糧管理等の場合を考へまして、その他いろいろの物資の統制の法規におきましては、これを脱法する場合と、脱法して得る利益と罰金との関係といふものは場合によつて非常にアンバランスであり、それが多過ぎたり、少な過ぎたりしたと思ひます。一応刑の量を見てこの程度に置いておるということ御了承を願ひたいと思つております。

○宮本邦彦君 私は干拓地の問題についてちよつと承わりたいのですが、現に干拓地で以て農耕地となつておつて、未だに大きな面積がこの農地制度によつて処分されずにおるものがたくさんあるんですが、そういうものに対してどういう措置をされますか、それを先ず承わりたいと思つております。

○政府委員(平川守君) これは非常にたくさんといふこともないのであります。が、特殊の地方におきまして、換地処分等の買収の前提になる手続が済んでおりませんために、買収が行われなかつたという地帯が若干あります。これにつきましては、急速にその手続をふみまして、従来の措置法の適用さるべき土地につきましては、急速に買収を終了するようにいふことを指示しておるわけでありまして、

○宮本邦彦君 實は干拓地につきましては、私は相當問題があるんではないかと思ふのです。といふことは、工事過程の中のもの、これは農林省が埋立法による水利権だとか或いは漁業権だとか、或いは工事に要した一切の費用等を充ては補償しておるんです、そうして国の未墾地に編入して直轄の干拓地として即ち代行干拓としてやつておられるんです。ところが工事が終る直前のもの又は工事が終つた直後のもの、そうして今局長が言われたような換地処分が全く未済だつた所は、これはそのまゝ今日に及んでおるんです。ところが最近局長の御指示が何か、これは農林省の御指示だろうと思つておりますが、急速に換地処分をやれといふような御命令で以て府県で以て大分うるさく言つたらしいんです、従つて急速に換地処分をしたんでございます。ところが換地処分が済むと一緒に買収令書が突は来ているんです。ところがその買収令書は非常に安い価格で突は来て

いるんです。これははつきり申上げて、場所も申上げてよろしくございませうが、これは僅か浦沿岸の土地でございしますが、九町二反八畝、その買収令書が三万七千円、それから三十六町九反、これが三十六万七千円、それから六十町四反、これが四十七万七千円、こういう安い価格で以て實は買収令書が今来ているんです。それで今局長が五千円と言われたんですが、五千円にならずにこういふ安い令書で實は買収をされるというところは、これは何か特別な予算上の關係が何かありなんでしょうか。

○政府委員(平川守君) これは措置法の適用のある農地、即ち二十年十一月現在において買収すべき状態になつておつた農地、そういうものにつきましては、その当時の買収価格で買収をするわけでありまして、たま／＼今の説明の場合にはその農地に該当するものであつたものがいろいろなほかの手続の遅延のために買収が行われなかつた、本来からいへば二十年措置法のできましては直ちに買収さるべき農地であつたものが今まではかの手続の遅延のためにできなかった、こういうものであらうと思ひます。でその後に買収すべきようなポツダム政令の適用によつて強制譲渡の対象となるべきようなものについては価格を引上げまして、五千円といふことに改正になりましたけれども、併しこれは二十年当時において当然買収すべき状態にあつた農地であつたわけではないのであります。その後において、そういうポツダム政令以後においてそういう状態になつた農地に新しい価格の適用がある、従つて今回の農地法案の適用によつて政府が買上げるといふ値段はやはりポツダム政令のときの値段に準ずるつもりでおるわけでございます。

○宮本邦彦君 今日まで實は遅延して来たといふことは、これは換地処分が未済であつたといふことが主要な原因であるわけですね。實際問題として、ところがその土地を管理しておるものはやはり事業者なんです。ところが干拓地は御存じのように常に大きな堤防を保護して行かなければならぬ、従つて国が早く買収しなかつたためにやはり堤防なり水路なり用水施設なりを事業者は管理して来なければならぬ、これは實は何も責任があるわけではないと思ふのですが、現実において所有權が移転しておらない限り、善良なる農民であり、善良な事業者ならば、これは当然維持管理をして来るわけなんです。そういうものに対する補償とか何とかいふものは今のお話のポツダム政令によるその以前の狀態といふことで価格を決定されると、今申上げましたような安い価格以外には出て来ないんじゃないかと思ひますが、そういうものに対してはどういう措置をとられるか承わりたいんです。

○政府委員(平川守君) これは法律の問題といたしましては、勿論措置法の買収については御承知のようにいろいろ議論があることは御承知の通りであります。法律の問題といたしましては、二十年現在において買収すべき土地であつたといふ一定の資格を持つておる農地でありまして、その措置法のときに定められました価格で買収すべきが法律の規定するところでありまして、従つてお話のごとくその間におい

て堤防その他の維持管理をやつておつたという事はあると思ひます。併し一方から申せば小作料を取つておつたという、そういう前提での小作料を取つておつたという農地もあるわけですから、でありますから、個々のケースにつきましても、或いは今の状態を前提にして考えますという、気の毒であるという場合もあるかと思ひます。けれども、やはりこれは法律の規定するところから従つて買取手続を進めるよりいたし方がない、かように考へております。

○宮本邦彦君 今局長の言われることはそういう問題に対しては考へる余地があるという含みですか、そういうふううに受取つていいでございませうか。

○政府委員(平川守君) 法律の執行としての農地買取については考へる余地はございませう。

○宮本邦彦君 重ねてその点はつきりしておきたいと思ひますが、当然そのときに買取すべき国が責任を持つておつたわけなんです、その買取すべき責任を執行しなかつたという事は国に責任があるんじゃないかと私は思ふんです。で農民なり事業者なりがその農地を維持管理して来たという事はこれは当然な話だと思ふんです。だから従つて農地の買取は買取、そういう維持管理、その他に要したところの今日までの経過的な、その農地を保護するために必要であつたところの経費は当然国が補償すべき責任があるところ、私は思ふんですが、これに対する御意見を承りたい。

○政府委員(平川守君) 政府は、政府の買取手続が順調に進まなかつたものに対しては、今後何十年でもそのまゝにして置いて差支えないという御意見なんですか。

○政府委員(平川守君) この農地法案におきましては、大体において二十年現在において買取すべきような資格を持つた農地というものは大体買取をしたという意味において、今回の法案においてはそういう一括買取をいたすような方式はやめまして、そうして今後新しく一定の許可制度によつて売買を認めて行く、又一定の買手が無い場合には政府が買取する、こういう手続を改めたわけでありまして、従つてこの新しい法案が成立いたしました以後は、その問題は起らないわけでありまして、ただその切替の時期に際しまして、従来当然買取すべき手続の遅れたもの、手続を完了するようないうことを指導いたしておつたわけでありまして、

○宮本邦彦君 もう議論はともかく、こう言つていても仕方ないから具體的に、實際農民のほうから頼んで何か補修その他をやつてもらつておつたというふうな事なら、これは別問題で、政府として関知するところではない。

○政府委員(平川守君) いや行政的と申しますか、政府としては関知する限りでないと思ひます。勿論別の意味ではありますけれども、只今のお話の場合にそれは恐らく該当しないんじゃないかというふうに考へられます。で、只今法律的に考へられないけれども、行政的には何か考へられるという、何か農林省から補助金でももらえようという錯覚を起されると困るのでありますから、その点は一つそうでないという事をはつきりしておいて頂きたいと思ひます。

○池田宇右衛門君 私はさつきの岡村さんの質問の点でもう少しくしつかり聞いておきたい。そこで一、二政府に質したいと思ひます。

た。なお今後の予算補正等の機会もありました。更にこれを増額して事業を拡充して参りたい、かように考えておるようなわけでありませう。それらほかに更に農林省全体としてもいろいろ施策もあらうかと思ひますが、これについては省略して頂きます。

○池田宇右衛門君 只今局長の答弁は非常に當を得た答弁であります。私もこの際、これは見解の相違もあるであらうと思ひますが、徒らに耕地を拡張するよりか、現在あるところの耕地の利用化ということを図ると同時に、農民が耕地に対する関心をもち、持つて、只今八億五千万円の融資があるというが、農地に対して、農協を通じて、不時ばかりではない、實際の耕地の改良をして、その土地から品質の向上、増産を得る方途を講ずるところの實際の費用は、どうも融資するといふような方法を講じてやつて、自作農をして本當に安心をして農民の耕作に役立てるというやうなことが今後の大きな残された問題である。どうか局長の奮闘の答弁を如実に生かすことを強く要望いたします。私は本日の質問はこれだけで打切つておきます。

○片柳眞吉君 私は今度のこの農地法案につきまして、先ず基本的な事項について数点御質問したいと思つておるでございます。

第一点は、この法律の目的であります。第一条になるわけでありませうが、この第一条の条文を読んで参りますといふと、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図る、これがまあ最終目的になつておるのでありますが、これで果して足りるかどうかですが、これは特に先ほどの農地制度の改革が

憲法違反になるかならんかという問題ともこれは或る程度私は関連する問題だと思つておるわけで、と申します。これは、今回の農地法案は現存の三法令を統合するといふことが目的であります。その一つであります自作農創設特別措置法の第一条には、目的として農業生産力の増進と農村における民主的傾向の促進を図るといふことが書いてあるのです。私の見るところでは、いふ／＼御努力になつて耕作者の地位の安定と農業生産力の増進ということも、これは或る程度見るべきものがあると思ひますが、併しまだ多分に農業生産力の増進といふ問題は、実は今後の問題に待つべきところが多いのであつて、而もこの耕作者の地位の安定とか、農業生産力の増進といふのは、これは憲法に言う公共性といふことにはちよつと言い得ないんじやないだらうか、而も農地改革についてはいはる民主的傾向の促進といふことが一つの大きな目的であると思つて、あつて、特にこれは過般のシンフランシスコの講義と会議のトルーマン大統領の演説を讀みましても、要するに日本の農地改革の成果を非常に強く引例して、これによつて、日本の民主的傾向の基礎はできたんだと、それから日本と講和を結ぶ日が来たんだといふことを、これは演説にもはつきり言つておるのです。それはやはり農地改革の執行によつて民主化の基礎ができたといふことがやはり今回の平和条約の締結の基本になつておるのであります。従つてその目的からいふことを落すことが果してどうだらうか、特に先ほどの憲法違反の問題とも関連して来ると、それは私は民主的傾向の促進

といふことはこれはまさしく一つの公共的な性格を持つておるからして、そういう点からこれを落したといふことがどういふ理由でありませうか、私は意見としては又別に申上げますが、むしろ適當ではないんではないだらうかといふ感じがいたすわけでありませう。それはいふ／＼對外的にも、或いは國內の憲法解釈にも関連する重大な問題だと思つておるわけで、政府の一つお考えを明確にお聞かせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(平川守君) 自作農創設特別措置法は御承知のごとき経緯で終戦後の一つの新しい、いわば臨時立法的に急速に大量の農地、小作地の自作化を図るという法制であり、且つその當時の一般の状況を反映して、特にこの民主的傾向、民主化の促進といふやうなことを謳つたと思つておられます。今日の日本の状態は只今のお話を逆に申せば、日本の民主化の基礎はすでにでき、全般として民主化といふ問題は当然の大原則としてひとり農地問題に限らず國の施策なり、或いは方々全体としてまあ當然の大前提である。あえてこの農地法、殊に今後恒久的な制度として農地の規正を図るべき農地法に特に謳うべきやうな非常の特殊なことではない、極めて一般的な、余りに原則的な問題であるといふことから落したわけでありまして、別に特に民主的傾向を促進することを止めるとかいつたやうな意味は一つもないのであつて、ただ余りに一般のことであるから、すでに常識のことでもありませうから、特別にここに謳うといふことをしなかつただけのことでありませう。憲法違反の問題と絡んでの公共の

福祉といふこの憲法の規定にこの生産力の増進なり、或いは耕作者の地位の安定なりが當てはまるかどうかといふことにつきましては、私は當然これは當てはまる。現在の日本の状態においては農業の生産力を増進するといふことはこれは國策とも言うべき重要な政策であるのだから、これは當然公共の福祉に當てはまるのであります。又國民の過半を占める耕作者がその耕作上の地位を安定するといふことは國家社会全体の安寧の意味からいたしましても極めて重要な問題であります。から、この二つの大きな項目がこの目的に謳つてあり、且つ當然の前提として一般の原則と同様に農村においても民主化が図られて行くといふことは當然の前提であるといふ立場において、この第一条の掲げるところによつて憲法二十九条第二項の公共の福祉といふ條件は十分に満足せしむると、かように考えております。

○片柳眞吉君 私もこの農地改革が大體一段落をして、これから更に大規模な自作農創設がないという意味においては只今の御答弁はわかるわけでありませうが、でありますから民主的傾向の促進といふ字句は或いはそのまゝ使うことは適當でないかと思ひますが、私はやはり農地改革の一番大きなものはやはり農村民主化の促進といふことが一番のメリツトだと私は見ておるのです。ですから促進といふ字句は或いは當らんとしても、やはりこの字句を落すことはやはりちよつと適當ではないのじやなからうか。只今の耕作者の地位の安定、農業生産力の増進は、これは憲法の公共の目的といひますか、公共性を持つていふといふこと

であります。これは社会論としては私はそういう議論はできると思ひますが、果して法律論として、例えば國民の経済上の地位の安定、或いは農業以外の一般の産業に関する生産力の増進も、これも憲法のいう公共といふことになれば、ちよつと私は法律論としてはやや広きに過ぎるのではないかと、民主的傾向といふことになれば、これははつきり公共といふことが言えるのであつて、どうもやはり特に落さず、まあ促進といふ字句はちよつと或いは適當でないにしても、とにかくできた民主的傾向にこれが逆行しない、こゝういふやうなラインをむしろ謳つたほうが、私は憲法の解釈にも一つのはつきりした連関が付くのではないだらうか。これは或いは意見になりませうから、すぐさま御答弁は或いは私は要らんかと思ひますが、どうもこの字句を全然採録することは、三法令を統合するといふ見地からしてもちよつと妥當を欠くのではないかといふふうに思つておるのですが……

○政府委員(平川守君) 實はこれを非常に気にせられる向きもあるわけでありませうけれども、むしろ私もはつきりこの法律を講じます場合に、民主的傾向、民主化の促進と書いたやうなことを特別にその法律の目的に掲げておるものはむしろ少いのであつて、併しそれではそれらのいふ／＼なこゝう公益的法律において民主的傾向、民主化の促進といふことを考へておらんかと言へば、皆それ／＼考へておるのじやなからうか。日本の民主化といふことは必ずしも個々の法律に書いておらんでも、それらの法律は精神として、これに関連のあるものは皆それぞ

れ考えておるのであつて、この条項を特別に謳うという事は、むしろ法律の形から言つても不自然ではなからうかというくらいに実は考えておるわけでありませう。

それから憲法の公共の福祉という問題になります、これはおよそ財産権の各種の制限をいたしております法律、いろいろございませうけれども、それらの目的としておりますものが、農業の生産力というものと比べて必ずしもそれ以上でないものにも随分あるわけでありませう。又国民の過半を占めておる耕作者の安定ということよりもつと局部的な問題についても随分財産権の制限は行われておるのであつて、少くとも例へば土地収用法一つを見ましても、これは極めて局部的には重要なことではありませうけれども、併し日本の食糧の生産力を増強するといふことと比べてみて、決してそれが優先するとはかりは言えない。或いは鉱業産物についても、これ又重要であると思ひますけれども、それが必ずしも農業よりもより重要であるといふことは言にくいのじやないかといふふうにも考へて見ますと、公共の福祉のために或る程度の財産権の内容を規制するといふ考へ方の問題としては、むしろ非常に顯著なはつきりした一例じやないか、これなどは……、といふくらいにも考へておるわけでありまして、憲法違反の問題については、ほかの法律が殆んど全部憲法違反であるといふことになれば別でありますけれども、こういう財産権の制約をしておるという／＼な法律と比べてみまして、これだけが特に憲法違反であるといふ議論は恐らく成立しないのじやないか、

御心配は要らないのじやないかといふふうに考へております。

○片柳眞吉君 私には憲法違反の問題を正面から言つてゐるのではなくして、むしろ耕作者の地位の安定と農業生産力の増進ということだけであります。

これは平川君はどう思ふか知りませんが、私は法的な解釈をすれば、これが直接に憲法の公共の福祉ということには言えないのじやないか、これは私は平川君のかねてのあなたの考へ方からすれば当然だと考へるかも知れませんが、私はそれがすぐさま農業生産力を殖やすことが、或いは農家の地位の安定を図ることが、イコール直ちに憲法の公共の福祉に合致するということとは、これは間接的には言えるかも知れませんが、ちよつと私はそれは解釈上無理があるのじやないだろうか。ですからむしろ字句は多少……、促進といふような字句は多少現在と過去と違つておりますから、併しこれが農地制度の成果を持続するといふことは、やはり民主化の傾向を少くとも逆コースを歩ましめないといふ保障の上にやるのだといふことは、提案理由でも言つてゐるのであつて、これがむしろ目的に入れたほうが私ははつきりするのではないだらうか、こういうことは或いは意見かも知れませんが、これは又更に考へまして申上げる機会があると思ひますが、この問題は一応更に研究をして頂くことにいたします。

その次の問題は、実は現在国会にかつておる地方自治法との関係でお願いします。地方自治法との関係でお願いします。地方自治法も大分難航してありますが、まあ、まあわかりませうけれども、あの法案によりますると、市町村の合併

ということを相当これは強力に勧奨、推進することが相当入つておるわけですから。そこで今度の法案、まあこれは前と大体同様であります、不在地主という考へ方の分れ方は、要するに在村地主かそうでないかという問題で、極めて重大な一つの分岐点が出るわけですから。そうなつて来ると、市町村という区域は絶対的な区域ではないのであつて、而も政府は地方自治法の改正で相当これは大幅に町村合併を推進する。そうなつて来ると、ここに極めて一つの大きな問題は出て来るのじやないか。ですから曾つては不在地主であつたものが今度は在村地主になるという、非常にこれは極端に言へば生きたか死ぬかの問題がここに出て来るわけですから。特に買取洩れなんかの農地になりますと、今度は買取洩れのもの

が町村が合併されて同じ町村の中に入つて来ると、これがどうなるのかといふ問題も極めて私は大きな問題であると思ふのであつて、その辺をどういふふうにか考へておられるか。曾つての不在地主として耕地を政府に買上げられた人との均衡問題が起きて来ると思ふのであつて、その点を一つ第二の問題としてお聞きをしたい。

○政府委員(平川守君) 建前といたしましては、お話の通り合併がありますれば、その市町村によつて在村、不在村がきまるといふことになりませう

が、まあ大体においていわゆる不在関係の土地といふものはすつかり買取され、整理をされておりますから、今後新たに買取洩れのものがあるわけによつて在村に変わるというやうな事態は、実際問題としては殆んど起らない、買取洩れといふものはもう殆んどないわけ

あります。従つて買取洩れといふものについて新たにそれが在村の状態になつたといふことは、実際問題としては余り起らないことであると思つておられます。ただ実際問題といたしまして、市町村内にそういう場合に市町村の区域ごとに農業委員会を置くといふやうなことによつて取扱を別にしておる実例はかなりあるやうであります。但しこれはそういうこともできるといふわけですから。今後の自治法のほうの合併といふものがどういふ状況になるか少し様子を見ておらないと、それが非常に大々的に行われるといふことになれば、又或いは考へ方を研究しなければならぬ場合も出て来ると思ひます

が、差当りの問題としてはそういう非常に心配になるやうな事態はなからうかと考へておるわけでありませう。

○委員長(羽生三三君) 今の片柳さんのお尋ねの点は今農地局長から御答弁があつたが、どうも我々想像しても問題が将来起らないとは限らない、現にそういう町村の合併等が起つた場合にそのお話を農地局長で十分研究しておいてもらいたい。問題が起つた場合に直ちに対処し得るやうな方法を研究しておいてもらいたいと思ひます。

○片柳眞吉君 今の問題は今の委員長の御発言で結構であります、これは決して地方自治法が通ると、必ずしもそう町村合併は緩慢ではないと思ひます。でありますから、この点は少くともその間の実際の調整措置と言ひまするか、考へ方をおまともおき願ひたいと思ひます。それからその次にお聞きをしたい点

は、これは他の委員会のかたからも或る程度触れられておる問題であります、又新聞等でもいろいろ、農林省でも研究されておるやうであります、要するに現在の農地というものが半ば凍結をされておるので、いろいろ皆さんの御意見にあつたやうに金融上の担保価値といふものが非常に減つておる。併しそれにもかかわらずこの間の提案理由を聞きまして、農地担保金融についてはまだ法制化するに至らぬといふやうな提案理由の説明があるのではありません、ですから一体そういう金融が農地担保をやはり重点とする金融で行くか、他の別の考へ方で行きまするか、これは私は農地改革の成果を維持するといふことであれば、やはり現在の農地価格が或る程度凍結をされるところといふことは当然だと思ひます。その点と、そういう担保価値の低いものを前提として今後の農村金融を考へるといふことになると、大してその金融は伸びないのではないだらうか。又担保価値を殖やそうとすれば結局この基本線の農地制度にひびが入つて来るのであつて、まあそこが極めて痛し痒しの点があるのじやないかと思ひますが、まだ勿論御答弁を願う段階に至つておらぬと思ひますが、とにかく農地担保金融といふことをやり大きく言ひ出すといふことと、結局農地改革の成果にひびが入るといふことになるので、むしろ私は別の金融の構想がむしろ必要じやないかと思ひます、まあ山林のほうでは森林法の施行に伴つて伐採調整資金というやうな或る程度生活資金に準ずるものの融通が僅かながら出てゐる。併し農地の方面では半ば凍結をされておるが、そ

ういう意味の金融措置は出ておらないのであつて、これは是非ともそういう意味の金融制度の確立が望ましいと思ふのですが、どういふような方向で現在考へておられるか、或いは農林省全体として考へておられるか、農地局としての構想はどんなふう考へておられますか。これはまあこの折角審議する農地法案のあれにも関係する問題でもありますので、これは大雑把で結構と思いますが、原則的に一つ御答弁を頂きたい。

○政府委員(平川守君) お話の通り誠に痛し痒しのところのある問題でありまして、担保力を付けようとするれば、農地価格を上げなければならぬといふことにもなりますので、我々といふしましては耕作権については相當の価値があつて差支えありませんけれども、いわゆる小作地の農地価格といふものが上るという事は困るじやないか、従つて現在の反当り五千元というやうな、耕作権を除いた農地の価格といふものであつては、これを變更しないつもりでおるわけですが、併しまあ實際問題として自作農地でありますれば、一般にも三万円前後ぐらいの値段は出ておるわけでありまして、これに担保価値を与えて、これを担保としたならばどうかという考へ方もあり得ると思ふのです。これが非常に危険なわけでありまして、そうなる結局最悪の場合には耕作それ自体を放棄しなければならぬといふことになるわけでありまして、私もどうもいたしましては、それについてその耕作権を含めた自作地について、その全体の価値を担保価値とするといふことは非常に危険である、ただ現在のポツダム政令でも行な

つておりますやうな強制譲渡の範圍の、つまり農地の所有権は最悪の場合には政府がとる、併し耕作は現状のままさせて置く、或いは直ちに払下げをして耕作できるようにするといふことの範圍においては、最悪の場合においては耕作面積を減らさず済むといふ安全があるわけでありまして、私どもといたしましては、現在の強制譲渡の方式を一応この農地法案においても採用いたしまして、これで事實上金融の、その限度における金融の役目を果たして参りたい。今後の問題として農地担保金融といふことが言われておられますけれども、その担保の対象を自作農地の耕作権まで含めた範圍にするといふことについては非常に疑問がある。むしろ今のところでは私どもとしては消極的に考へておる。それとなおこの強制譲渡方式、この十六条の規定しておりますやうな政府買上げの方式といふものは非常に利点もございまして、直ちに価値そのものも五千元ないから五千元という、売つたと同じだけの限度まで實質上金融を受け得る、利点も極めて低利であるといふやうな利点もございまして、この方式を今のところとつて行つたらどうかと、かやうに考へておるわけでありまして。

○片桐眞吉君 まあ大體局長の意見はわかりましたが、強制譲渡の方式は極めて私は、何と言いましか糊塗的な手段であるので、むしろ大蔵省がこつくり制度をよく認めたといふくらいに私は思つておるであつて、この問題はこの前の国会から岡村さんなりその他から非常に強い意見が出ておるのであつて、実は今度のこの農地法案の改正についても、単に従来の三法令だけを

總合したに大體過ぎないのであつて、そういう問題が根本的に解決されないことを遺憾とするわけでありまして、私はやはり農地改革の成果はこれは當然維持しなければならぬから、金融の方策はやはり担保金融でないといふむしろ方向で考へて頂きたいといふふうな考へるわけでありまして、それからもう一つ最後に御質問した点は、これはやはり金融問題にも関連すると思ひますが、これも他の委員からも御質問があつて触れられたやうであります。農地の零細化を妨ぐ、望ましい自作農を作るといふことを提案理由でも言つておられますが、併しこれはもう現在の制度においては少くとも零細化する憲法であり、新民法の建前になつておるのであつて、これはなか／＼憲法の解釈にも関連する問題でありますから、或いは一般的な憲法改正の機会が近ければ、或いはそれで直すといふことも私は政府においてもお考えを願ひたいと思ひますが、若し憲法改正ができないという場合においても、やはり實際には農地という物件は長子相続なり、一子相続にして、他の相続人はやはり金銭を以て相続の財産とするといふやうな金融方便が付きますれば、これは私は憲法の規定にも抵触せんし、要するに農地は例えは一子にプールのする、併しその評価をした均分は金銭を以て相続財産として相続せしめるといふやうな考へ方も、すでにこれはお考へになつておると思ふのですが、そういうことになつて来ればやはりそこに相互金融と言つてはおかしいのですが、そういうやうなことも私はこの場合に考へておかなければならぬと思ふのでありますが、これ

は一体どうなんでしょうか。憲法を改正せんで、何か今言つたやうな特例法律を出そうとする意思が、まあ過去のいきさつはいろいろ／＼私は知つておりますが、まあ進駐軍もいなくなつて自衛隊家になつたわけでありまして、現在どういふ考へておられますか。

○政府委員(平川守君) これは御承知のやうにいゝゆる一子相続式の相続特例の法案を立案したこともあつたわけでありまして、結局憲法上非常に問題があるといふことで、あの形はなか／＼困難のやうであります。實際問題として零細化の原因としてはいろいろ／＼相続のほかにも分家その他の関係もあるわけでありまして、まあ我々といふしましては差当りでき得る最小限度のことにして手付けておるわけでありまして、消極的ではありますけれども、現象に一子が農地を相続することについては非常に支障になつておりました相続税の問題、これについては先般の改正によりまして、大體まあ日本の農家の七割方は免税になるというやうな免税点の引上げをいたしました。これによつて消極的に實際上農地を一子が相続することについての大きな支障になつておる實際面を除くといふことを一つはいたしております。なお更に積極的にこの一子が實質上農地を相続するためのお話の金融面、これにつきましてはやはり只今の強制譲渡方式で相続された或る程度の農地を一応政府に売つて、直ぐ又払下げを受けるという形によつて、或る程度の金融を受ける、これは勿論不十分でありまして、それだけで満たされるわけではありせんけれども、いわゆる農地担保金融として考へております項目としては、やはりその

問題があるわけでありまして。相続の場合農地の取得の場合があるわけでありまして、それに関連していわゆる担保価値をもつと殖やせといふ議論が一面にあるわけでありまして、それが先ほど申し上げましたやうに、担保価値を高めるといふことは、一面耕作権を手放す危険にさらすといふ問題が絡みまします。私どもとしては踏み切れずにおるわけでありまして、何らかの形で農業財産を或いは全体的に担保にでも入れて、そういう場合を金融を付けるという方法でもできれば一つの案かと思ふのでありますけれども、現在のところではまだ強制譲渡方式の程度以上には出ておりません。いろいろ／＼相続の場合の金融を付けるといふことが一つの行き方である、その他の相続者に対する金銭支払の部分の金融するといふことが一つのポイントであるとして研究はされておるのであります。

○片桐眞吉君 これはどういふことなんでしょうか。これは私の極めて個人的な相愛であればいいと思ふのですが、要するに現在の憲法なり、民法で行けば、まあ兄弟三人あれば、三人が實は一番上の人なり、或いは大體一子相続になつておるわけですが、その間に、多少兄弟の間において変な感情が起ることが私はあるのじやないだらうか。本来は自分がもらへるものを自分の兄にこれをやつてしまつて、俺は次男、三男坊でおるのだといふことが、何かしらは自分に対してその財産を相続したものは自分の、まあ卑近な言葉で言えども或る程度面顔を見てもいいのだといふやうな、そういう感情が多少私に起きて来ておるといふことを感ぜざる

を得ない。ですから憲法改正ができれば一番いいと思うのでありますが、できなければ法制上の特例法でも作つて、とにかく均分相続という考え方は変更しないと、それから農地を評価してそれが十数万円であれば、それを三人で分けるという均分相続の原則は、これは変更しないと、ただその財産を譲渡する方法において、農地はそのうちの一子にやる、あとの二人には評価をした取得分を金銭を以てやるというふうな、そういうような考え方を実は言っているわけでありまして、ですから制度としてはつきりせんと、何かしら今後私はわだかまりができるということとがあるのじやないかということ、これはまあ私は一般的にはそんなことはないと思ひますけれども、多少私はそういう傾向が農村の家庭においては若干あるのじやないだろうかという意味では非常に心配しておるわけでありまして、でありますから、何でもかんでも強制譲渡方式ではこれはとても間に合ひそうもないと思ひるのであります、根本的な対策を至急一つ、非常なむずかしい問題と思ひますが、是非やつてもらいせん、もう宿命的な零細化が進行するにきまつてゐるので、これは小林君の言われたような開拓の必要も勿論認めますけれども、そうかと云つてこれをカパーはできないと思ひるのであります、以上の点について一つ政府が特段の、これは一つ急進にお考えを願ひたいということ、むしろ希望でありましようが、申し上げまして質問を終ります。

○委員長(羽生三三君) 今の片柳さんのお話の点について、私からも注文をつけておきたいと思ひますが、先日

来実私の手許へ一部農業団体から農地の担保金融の問題について依頼状も来ておるし、それから口頭でも話がつたわけでありまして。併し私はまあ農地が担保力を持つことをあながち否定するわけではありませんが、併し現在の段階で通例の担保金融が行われる場合においては、農地の改革精神も没却されるし、又耕作地の維持も不可能なところに追い込まれるということ、これは火を見るより明らかなことだと思ひます。それじや農地は何らの担保力を持たないのかということになれば、これは当然担保力を持つのが当り前であるが、併し具体的にどういふときに金が要るのかということを考えてみた場合に今片柳さんから御指摘の財産の分割というやうなことが起つた場合には別であります、そうでない限りにおいてはまあ火災で家が焼けたとか、大災害をこうむつたとかいふやうなことを別にすれば、大体金の要る場合は来年の肥料を購入する資金とか、或いは農機具を買ふとか、要するに農業資金だと思ひます。それでなしにも自分の農地を担保に入れて耕作を継続するといふやうなことが若しあるとすれば、私はそういう農業経営自体が成立たないことでは問題にならないと思ひます。従つて若し当面の農業に必要な金融といふやうなことになるならば、むしろ私はその農地なんかを担保でなしに、別個にここに資金融通の途を講ずべきで、農業経営がもう成立たないから自分の農地を担保にしてそれで金を借りるというやうなことが若し常態として起るならば、それはもう日本の農業経営は成つて行かないといふことを証明することになりま

すので、そういうことを前提としての担保金融といふことを私は考えたくない、従つて現在僅か八億五千万円ですが、政府の自作農維持のための金融措置があるわけでありまして、むしろこれを徹底的に拡大して、そうして私どもにそういう杞憂の起らないやうな措置を政府が事前に講じて行くならば、私は問題はないと思ひます。それでなしに、一体農地を担保に金融と言つてどういふときに金が要るのか、こういう問題が起きて来るわけでありまして、具体的にどういふ場合に金が要るのか、財産の分割は別でありませんが、それ以外には、不時の災害以外には具体的にそういう問題は起つて来ないのではありません。当面する農業の金融につきましても、それは別途政府がそういう耕作農民に不安を起させないやうな金融措置といふものを別途考へるべきで、耕地を担保にして、それが債権者に一旦握られた場合には、必ずそれは土地の権柄、耕作権の何と言いますか、喪失等、自作農創設の精神と全く背反する方向へ行くことは歴然たる事実でありますので、政府が将来農地担保金融といふことを考へる場合には、そこらの点をお考えの上で十分一つ対策をお練り願ひたい、これはまあ希望として申し上げておくのであります。

○宮本邦彦君 閣下、この法律案を見ますと、水利権の問題があるの、水利権といふものは、農地と一体でなければ水利権といふものはあり得ないという解釈をとつておりますか、或いは水利権は単独に水利権といふものがあると思ひます。

○政府委員(平川守君) 御質問の趣旨が、どういふことの必要からそういうことになるのですか。

○宮本邦彦君 ここに、この法律案に水利権を買収するといふことがあるのです。この水利権は一般的な水利権という意味ですか、それとも農地に関連した水利権という意味なんですか。

○政府委員(平川守君) 只今御指摘の買収の対象になる水利権というのは、農業上の水利権でない、むしろ未墾地を買収して、そこで水利施設をやりたいと、ところがほかの水利権があつて、それがそのままではできないという場合の買収のことを言つてゐるのであります。

○宮本邦彦君 実はこの農業水利権が農地に一体であるべきものが、実は慣行として一つの単独な水利権として買収されておるところが全国にあるのです、そういうものはこの水利権の中に入るからないかということなんです。

○政府委員(平川守君) もとよりこの実際の運用の場合において、既存の農地に灌漑をするための水利権を邪魔をするといふことは勿論あり得ないこと考へておられます。ただ新しい開拓をする場合に、既存の水利権の一部を加えてもらふ、一部分けてもらふとか、そういうことによつて開拓地に水利施設ができると、こういう場合には考へられると思ひます。

○宮本邦彦君 この水利権といふのは、強制譲渡の過去に遡ることがあるのですか、これはポ政令でやるところのその問題にもその水利権といふものは考へられるかどうか。

○政府委員(平川守君) 水利権につき

ましては、御質問の趣旨が現在のこの法案の十四条のことでありますれば、これは今後未墾地を買収する場合に、それに附帯して水利権が必要の場合に、それを併せて買収することがある、こういう意味でありますから、今後の問題、今後未墾地買収をする場合の問題になるわけでありまして。

それから先ほどの御質問のときに週及して行くことがあるかというお話がありまして、週及の問題だと思ひます。これは現行法の問題だと思ひます。現行法の問題として、この農地買収を行なつて、これに附屬して水利施設を必要とする場合に買収ができるという規定があるわけでありまして、併しその買収自体がもういふゆる二十年現在のもので大体終つておるわけですから、従つてそういう場合は殆んど起らない、こう考へておるわけでありまして。

○宮本邦彦君 買収の未済なものは考へると勿論あるわけですね。

○政府委員(平川守君) それはあり得るわけでありまして、併し事実上は先ほど申し上げましたように、殆んど農地の買収は終つておりますから、先ほど非常な例外のお話がありましたが、これは極めて例外でございまして、殆んどございせんから……。

○宮本邦彦君 今の水利権といふのは、勿論今日言われておる水利権といふことで以て水利権の登記といふやうなものは殆んど今日ないわけなんです。従ひまして慣行による、判例なんかによるあの水利権と了していいわけなんですか。

○政府委員(平川守君) そういうわけでございます。

ある、耕作者も賛成である、所有者も賛成であると、町も県も皆賛成である、と、こういう形で持つて来られた場合に実は農林省としては誠に困るわけであります。そういう状況にあるわけであります。

それからこの小作料の減額請求権の問題は農地調整法にございまして、これは二十一年十月の改正のときにこの条項が加わりました。若干文章が変わっておりますが、内容においては同趣旨というふうに考えております。

○松永義雄君　そうしますと、農作物の統制価格があつた時だというふうになりますか。

○政府委員(平川守君)　そういうわけでございます。

○松永義雄君　野菜類の統制があつた時に見越した、そういうことを前提とした規定でありますか。

○政府委員(平川守君)　そういう状態でもありますけれども、ここに考えておりますのは、一応作物を対象に狙つておるわけであります。そのときの状態としては、そういうお話のような状態にあつたわけであります。

○松永義雄君　そうすると、現在野菜が統制を外されて、野菜だけを作つておる畠の小作料については、やつぱりこの規定によらなければ減額請求権はできないということなんですか。

○政府委員(平川守君)　野菜の場合もやはりこれは同様に適用があるわけであります。

○松永義雄君　そうしますと、この前もここで言つたように、きやべつが一個一円売りと一円五十銭売りとかいつて、もう畠はやり切れなくなつてゐるのですよ。その場合にその価格

を基準にして、大体がもう生産地に合わないような価格で、農家売りになつてゐる。その農産物を基準にして小作料の減額請求権をできるということになるのですか。

○政府委員(平川守君)　ちよつと御質問の趣旨をはつきりつかみ得ないのかも知れませんが、この規定は、要するに小作料が、諸作物のほうの価格が非常に下落をしたと、そのために、極端なデフレーションが起つたか何かして非常に下落したと、そのために小作料の額が諸作物の価格に対して非常に高になつたという場合に、その一割五分という割合まで小作料を下げてくれということができると、こういう趣旨でございます。

○三浦辰雄君　だん／＼時間もないやうです、私は別に明日質問をすることにしますが、かねてからお願ひをしておきました資料の問題なんです。今の第五条の省令の点、それから同じくやはり一項の三号の省令、その他省令で定める場合、この二つの省令、それから利用権の所へ行つて、二十六条の三項の、その他省令で定める場合、それから二十七条の省令で定める手続、それから問題の四十四条の第二項の政令で定める基準、これにつきましては、昭和二十四年の一月かに作られた基準と併せてお願ひをいたします。それから八十条の一項の省令、それから第二項の政令で定める場合の政令、これを是非明日頂きますと、だん／＼時間もなくなりますので、これをいちいち質問の際にやつてゐると時間もかかりますから、今まで遠慮しておりましたが、もう時間がないので、よろしくお願ひいたします。

○委員長(羽生三七君)　よろしいですか。

○政府委員(平川守君)　よろしうございます。

○委員長(羽生三七君)　それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後四時四十八分散会

昭和二十七年十月三十一日印刷

昭和二十七年十一月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局